「あきた県民文化芸術祭 2024」参加申込Ｑ＆Ａ

あきた県民文化芸術祭は、毎年９月１日から１１月３０日までの３か月間に、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とした事業です。

今年度の日程

あきた県民文化芸術祭　：令和６年　9月１日（日）～11 月 30 日（土）
文 化 芸 術 振 興 月 間　：令和６年 10月１日（火）～11 月　3 日（日）
※「文化芸術振興月間」とは、９月１日から 11 月 30 日までの３か月間のうち特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として定めたものです。

○事業主体に含まれる団体・施設は。

事業主体は、次の団体・施設です。
（１）秋田県、秋田県教育委員会
（２）事業の目的に賛同する市町村、文化団体及び文化施設等

○事業参加のメリットは。

県のウェブサイト等の広報媒体に、施設やイベントの情報が掲載されます。また、あきた県民文化芸術祭参加イベントとして一体的にＰＲすることで、マスコミ等に取り上げられやすくなります。

○事業参加の要件は。

別添の「あきた県民文化芸術祭実施要綱」第１条の趣旨に合致した事業で、県が参加を承認することが要件になります。

次のいずれかに該当する場合は対象となりませんので御注意ください。
（１）専ら営利を目的とするとき
（２）特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき
（３）あきた県民文化芸術祭の品位を傷つけるおそれがあるもの
（４）特定個人の売名等に利用するもの
（５）私的な利益を追求しようとするもの
（６）一般の人に公開されないもの

○参加費用は。

無料です。

○申込方法は。

（１）申込用紙に必要事項を記入し、開催要項等事業の概要を記載した書類を添付し、メール又は郵送で提出する。（画像の掲載を希望する場合は、画像データも併せて提出）

※様式掲載ウェブサイト

・「美の国あきたネット」https://www.pref.akita.lg.jp/culture（お知らせ・イベント）

・「ブ ン カ DE ゲ ン キ」https://common3.pref.akita.lg.jp/bunka/（募集情報）

（２）秋田県電子申請・届出サービスにより申し込む。

※電子申請・届出サービスアドレス

https://apply.e-tumo.jp/pref-akita-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7705

（「美の国あきたネット」の電子申請からも手続できます。）

※あきた県民文化芸術祭の参加に併せて秋田県の「後援名義」を申請する場合は、別途次の書類を提出してください。

・後援名義等使用承認申請書（任意様式）

・主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体規約等）

・役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類（役員名簿等）

・事業の収支予算書

注意事項

提出された画像データは県のウェブサイト等に掲載するほか、場合によってはマスコミ等へ提供する可能性がありますので、著作権等の問題のないものを提出してください。

参加申込締切：**令和６年７月１０日（水）**

【申込先】
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課　010-8572　秋田市山王三丁目1-1
TEL：018-860-1529　　E-mail：bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

○「文化イベント」にはどういったものが含まれるか。

以下のものが含まれます。

（１） 特別展・企画展等の展覧会

（２） 各種コンサート及び公演

（３） 芸術・文化をテーマにした講演及び体験型講習

（４） 市民（町村民）文化祭

（５） 複数の文化施設が共同で開催する企画（スタンプラリー等）

（６） その他の催事で、あきた県民文化芸術祭の趣旨に合致したもの

○申込後、企画等の変更は可能か。

基本的に、申込み後の企画の変更は御遠慮願います。ただし、やむを得ない事情により変更しなければならない場合は、速やかに県文化振興課に御相談ください。

また、申込時にいただいた施設や団体等の情報が変更になった場合も、速やかに御報告をお願いします。